



新座市告示第 11 号

新座市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱（令和 7 年新座市告示第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 月 16 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、ヘルメットを自ら着用し、又は同一世帯に属する者に着用させるために<u>当該年度に購入した</u>ものとする。	（対象者） 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、ヘルメットを自ら着用し、又は同一世帯に属する者に着用させるために購入したものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。